

## 第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

宇治の歴史的風致を形成する歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で、必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定する。

歴史的風致形成建造物の指定は、伝統的かつ歴史的な意匠に優れているもの、宇治の歴史ならびに地域的特色をあらわすものを対象とする。

また歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、国の指定文化財以外の歴史的建造物で、既に保護が図られているもの、あるいは将来指定・登録等が見込まれる建造物であることなど、以下の①から⑥のいずれかに該当するものを条件とする。今後、指定に向けた所有者との協議や調査を行い、将来的に候補を挙げ、指定に向けた取組みを進める予定である。

表7-1 歴史的風致形成建造物の指定の条件

<p>国指定文化財以外の歴史的建造物で、以下の①から⑥のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 文化財保護法に基づく国の登録有形文化財（建造物）</li><li>② 文化財保護法に基づく重要文化的景観の重要な構成要素（届出建物、施設）</li><li>③ 京都府文化財保護条例に基づく指定文化財又は登録文化財（建造物）</li><li>④ 宇治市文化財指定条例に基づく指定文化財（建造物）</li><li>⑤ 宇治市景観計画に基づく景観重要建造物</li><li>⑥ その他保全の措置が必要と市長が認めるもの</li></ul>
--



図7-1 歴史的風致形成建造物の指定が想定される事例のイメージ